

(参考例) ○○○○町会防犯カメラ設置及び管理に係る運用規程

1. 趣旨

この規程は、○○○○町会・自治会に設置する防犯カメラについて、住民のプライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱及び富田林市防犯カメラ設置に関する基準に基づき、その設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 設置目的

防犯カメラは、○○○○町会・自治会区内における犯罪の未然防止や、犯罪発生時に迅速な対応を行うため設置する。

3. 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、 台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した看板・プレート等を掲示する。看板・プレート等には、設置者名を記載することとする。

4. 管理責任者等

(1) 防犯カメラ及びこれにより撮影した画像データ等(以下「防犯カメラ等」という。)の適正な設置・運用を図るため、管理責任者を置き、管理責任者を補佐するために取扱責任者を置く。

(2) 管理責任者は、(町会長)とする。

(3) 取扱責任者は、(副会長)とする。

(4) 防犯カメラの管理責任者及び取扱責任者に変更があった場合は市長に届け出ることとする。

5. 防犯カメラの管理及び運用方法

(1) 防犯カメラの作動、録画については、終日(24時間)行うものとする。

(2) 防犯カメラ及び録画装置等の財産は、適切に管理し、防犯カメラの設置場所や撮影対象区域等を変更するとき、又は防犯カメラの装置を中止、廃止するときは市長に届け出を行う。

(3) 設置する防犯カメラについては、常に落下防止の安全策を講じるものとする。

6. 設置者等の責務

(1) 管理責任者及び取扱責任者(以下「管理責任者等」という)は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

(2) 管理責任者等は、画像データはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らし

てはならない。管理責任者等でなくなった後においても、同様とする。

7. 画像データ等の管理

- (1) 防犯カメラの画像を保管する期間は、原則として当該画像が記録されたときから起算して○日以内とし、保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに消去することとする。
- (2) 記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。
- (3) 記録媒体（以下「画像等」という）を処分する場合は、読み取りが物理的に行えないように、裁断、破砕等復元できない方法で処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。
- (4) 管理責任者は、画像等を適切に管理するとともに、画像等の不正使用、改ざん、滅失、漏洩その他の事故を未然に防止するため、画像データを記録した媒体を施錠管理するなど、安全管理に努めるものとする。

8. 画像の利用及び提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令等に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧要請を受け、これに協力する場合

- (2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

9. 苦情処理

管理責任者は防犯カメラの設置、管理運用にあたり、住民等から苦情が寄せられた場合には、遅滞なく適切に処理を行う。

10. その他

この管理運用において必要な事項は、町会の管理責任者が別に定める。

附 則

この管理運用規程は、令和○年○月○日から施行する。